

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年12月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500423 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500035 号

第1 結論

平成 23 年 12 月から平成 24 年 4 月までの請求期間及び平成 24 年 7 月から同年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 12 月から平成 24 年 4 月まで
② 平成 24 年 7 月から同年 10 月まで

請求期間①については、自宅に納付書が入った黄色の封筒が届き、納付額が高額であったため、夫が差出人へ金額を確認した上で、平成 24 年秋頃に A 市役所本庁舎で 7 万 5,000 円を納付した。

請求期間②については、再度自宅に納付書が入った黄色の封筒が届いたので、夫が差出人へ既に納付した旨伝えたところ、期間が違うため支払いが必要であると言われ、平成 24 年 12 月頃にコンビニエンスストアで 6、7 万円ぐらいの金額を納付した。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、自宅に納付書が入った封筒が届いたことにより、平成 24 年秋頃に A 市役所本庁舎で請求者の夫が当該期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているが、平成 14 年 4 月以降、国民年金保険料の収納事務は国に一元化されており、平成 14 年当時の A 市広報によると、平成 14 年 4 月以降は市役所では国民年金保険料を納付できない旨記載されていることが確認できる。

請求期間②について、請求者は、再度自宅に納付書が入った封筒が届いたことにより、平成 24 年 12 月頃にコンビニエンスストアで請求者の夫が当該期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているが、請求者に係るオンライン記録によると、当該期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失処理は平成 24 年 12 月 25 日に行われていることが確認できるところ、日本年金機構は、当該処理による納付書の作成時期等について、平成 25 年 1 月 4 日に作成され、同月 11 日に送付されたと思われる旨回答している。

また、請求者は、請求者の夫が請求期間②に係る国民年金保険料をコンビニエンスストアで納付した旨陳述しているが、日本年金機構の国民年金保険料の納付受託取扱要領によると、コンビニエンスストア店舗にて読み込ませた領収（納付受託）済通知書は3年を経過する年度末まで保存する旨定められていることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

さらに、請求者が請求期間②直後に勤務していた事業所から提出された2012年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び請求者の夫が勤務していた事業所から提出された平成24年分給与所得の源泉徴収票の国民年金保険料に係る項目には、いずれも「0円」と記載されていることから、請求者及び請求者の夫は、年末調整において社会保険料の控除分に国民年金保険料を申告していないことが確認できる。

加えて、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成14年4月以降は国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500400 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500083 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 女（子）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 33 年生

住所所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 3 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 27 年 1 月 15 日から昭和 30 年 12 月 31 日まで

私の父（訂正請求記録の対象者）が、A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。父は生前、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、証拠が不十分ということで非あっせんと判断された。最近、父の遺品の中から、A社に係る仕事の資料等が見付かったので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の取引先が訂正請求記録の対象者宛てた手紙及び封筒並びに同社の業務に関する資料により、期間は特定できないものの、訂正請求記録の対象者が同社に勤務していたことがうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、訂正請求記録の対象者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主は既に亡くなってしまっており、照会することができないことから、訂正請求記録の対象者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社で厚生年金保

険被保険者資格を取得した者は 12 名であり、当該 12 名の中に訂正請求記録の対象者は確認できず、整理番号に欠番もない。

さらに、オンライン記録によると、上記 12 名のうち 6 名は既に亡くなっており、残る 6 名は連絡先が判明しないことから、いずれも照会することができない。

加えて、請求者は、訂正請求記録の対象者の A 社に係る給与明細書等の資料を保有していない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。